**大阪府食の安全安心推進協議会部会について**

参考資料2

**１ 部会設置の根拠**

○大阪府食の安全安心推進協議会規則第７条

第１項 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

第２項 部会に属する委員等は、会長が指名する。

**２ 部会**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 情報発信評価検証部会 | 事業者あり方検討部会 | 大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会 |
| 設置理由 | 食の安全・安心に関する情報が、府民及び食品関連事業者に適切に提供されているかどうか評価検証を行う。  | 事業者の積極的な取組を促すための認証制度や食の安全・安心に係る取組を奨励する顕彰制度について検討を行う。 | 大阪版食の安全安心認証制度の認証機関が適正に認証業務を遂行できるかどうかを審査する。 |
| 委員の構成 | 計７名・府 民（３名）・有識者（２名）・事業者（２名） | 計９名・府 民（２名）・有識者（２名）・事業者（５名） | 計５名・府 民（３名）・有識者（２名） |
| 関連条文 | 大阪府食の安全安心推進条例第１３条府は、食品等の安全性に関する最新の情報を収集し、整理、分析等を行い、府民及び食品関連事業者に提供するものとする。 | 大阪府食の安全安心推進条例第１６条 府は、食品関連事業者の食の安全安心の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言、認証その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。同条例第１８条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関し、特に優れた取組をした者の顕彰に努めるものとする。 | 大阪府食の安全安心推進条例第１６条 府は、食品関連事業者の食の安全安心の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言、認証その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。大阪版食の安全安心認証制度実施要綱第１７条第２項　知事は前項の規定による申請に基づき審査を行い、その結果、申請者が食の安全安心に関する事業活動等の実績を有し、かつ、当該認証業務を行うのに十分な能力があり適正な運営ができると認めたときは、大阪府附属機関条例（昭和２７年大阪府条例第３９号）第２条別表第１に定める大阪府食の安全安心推進協議会における大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会（以下、「認証機関審査部会」という。）の承認を得た上で、認証機関として指定するものとする。 |
| 公開・非公開 | 公開 | 公開（顕彰の審査・選考については、非公開） | 非公開 |